

時事新報

第二千九百十六號
明治廿四年二月廿一日(丁巳)
舊曆庚寅十二月廿一日(丁巳)
日 出 午前六時四十分
入 午前八時四十分
月 入 午前九時四十分
出 午後五時四十分
出 午後九時四十分
西曆一千八百九十一年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
運送料廣告料ハ左ノ如ク
一 改二號〇〇月賃金五十員〇三月月賃金一圓五十員〇六月月賃金三
〇〇一年年賃金六員
〇 寄費郵便掛金ハ郵便局ニ掛金スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
〇 寄費郵便掛金ハ郵便局ニ掛金スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
時事新報廣告料前金

一行	五	二	付	十二	日	以上	七日	以上
一行	五	二	付	十二	日	以上	七日	以上

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は送
送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へ
ずして唯注文のみ書面に止り本社に更に代價請求
の端書を送り代金を受取るまで送送を差控へ居り候事
にて貴方の不便あれば御注文の代價は必ず代價を添へて
御申込被下度尤郵便切手代用は御断申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を送送し其封名宛
の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報
の代價運送料共相済候に付別に受取書は不送届左
様御承知可被下候

時事新報

生絲相場所

今の日本の士流は其身の文明日進の社會に生れたるに
も拘はらず封建士族の餘習を脱する能はずして兎角商
賣の事を懸念するの風なきに非ず此風は殊に官邊の社
會に流行して相場所を視るゝと蛇蝎の如く定期買賣と
云へば一般に投機的事として之を忌むと甚し彼のナ
ールス條例なども畢竟その邊の毛嫌ひより發したるも
とならんされども抑も今の商賣社會に相場所の設なく
して一切定期の買賣を止めたらば其有様は如何なる可
きやと云ふに我々の所見に據れば爲めに商賣社會の活
動を鈍らし却て投機心を刺戟するの恐ありと云はざる
を得ず試みに今日東京に米商會所を設けずして限月米の
取引をしせば新報の商人は東京の米價を知るの道な
きより概略の計算に萬一と隣伴じ米を買集めて之を東
京に送らんに其到着の折が偶然にも米價騰貴の時機に
際會すれば意外の幸運されども若しも反對の事相に撞
着すれば亦意外の不幸を取らざるを得ず其不幸不利不
利は共に意外の運にして投機の最も甚しきものあり然
るに定期買賣の行はるゝときは新報の商人は斯る危險
の備置を講じ及ばず東京の直段を開て直に買賣の約
定を爲し購より買物を送るが故に其取引は誠に安心に
して爲めに投機心を動かさずとも亦かる可し定期の
買賣を以て投機的事と爲すものは寧ろ無實の懸言あり
と云はざるを得ず抑も今日我國の商品中に重なるもの
は第一に生絲を推し輸出の大半は生絲にて占むる種
のものなればとも實に實業家が作りて之を賣り賣
買家が買取る爲めに之を買入るゝ其買賣の有様は
生絲相場所のものにして安心の取引を見る可らず抑も

製絲家が繭を買ふ其直段の標準は如何にと云ふに全く
前年の輸出の景氣を當にして直段を定むるものあるが
故に若しも高直を以て繭を買入れ繭を製したる處にて
其年の輸出不景氣あれば製絲家は非常の損を蒙らざる
を得ず即ち昨年来生絲輸出の實例の如くかれども之に
反して輸出の景氣意外に好況あるときは製絲家の利す
る代りに養蠶家は損するの例にして其實際は養蠶家製
絲家共に投機的事を行ふに異ならず然るに若しも生絲
相場所の設けありて定期の買賣行はるゝときは養蠶家
が繭を賣るにも製絲家が之を買ふにも共に急ぐの必要
なく靜かに直段の成行を窺ふて買賣するが故に共に投
機に類する事を行ふに及ばずして安心の商賣を見るに
至る可し而して更に外商と取引の實際を見るに今の世
界に於て生絲を産する國を數ふれば西洋にては佛蘭西
伊太利の二國東方にては日本支那の二國のみされども
日本の絲は前諸國の産に比して其品質決して劣等のも
のに非ず西洋の市場に於ても相應の價値を維持するも
とあれば我生絲は國內の商品に非ずして世界の商品な
るに然るに買賣の實際は南洋諸島の野蠻人が手摺の
未成品を文明國人に賣渡すとい一般の有様にして貿易の
權は恰も外商の手に歸し取引の場所も亦ければ買賣の
直段も立たず而して取引の始末と云へば唯幾機幾機を
何百何十弗にて何番館に買込みたりとの事後の結果を
知るに過ぎざるのみされども畢竟斯る事の有様も
に生絲相場所の設けが爲めに我商賣社會のノ
目のみならず其内外取引上の不利の上ある可らず左
れば生絲相場所を設けるは今日の急にして定期の買賣行
はれ其直段市場に現はるゝときは生絲の商賣は既に投
機の業に非ずして養蠶家製絲家の安心を來す其上より追
ひて確實の資本家が大金を投じて其買賣に従事する
ふともしもならば益々商賣の安全を致すのみならず元來
生絲の物たる米など逸ひ永く之を圍ひ置くと容易に
品質を變ずるの患なきものあるが故に從來の如く僅々
數個月を支へずして賣渡すなどの掛念もなきに至る可
し故に我輩は先づ取敢へず横濱に其取引の場所を設
むものなれば抑も採みれを設くるに就て差當りの故障は
彼のナールス條例あり抑も二三官吏の發意にて要も
き條例を造り商賣社會の運動を束縛せんとするは堪も
なき次第にて實際に行はれざるは固より當然されども
既に實際に行はれざるを承知しかがら向は之を廢せ
ずして空文徒法を以て商賣自然の發達を妨ぐるは甚だ
解す可らず一日も早く斷然の廢止を願はしければ
若しも政府の都合にて速断の運びに至り兼ねる事情も
あるものとされば今の條例は死文として其儘に爲し置き
特別の條例を發して生絲相場所の設立を許可すべし然
り而して今我國に於て特別の相場所を要するものは單
に生絲のみに限らず油の如き鹽の如き繭の如き何れも
販賣の場もなればとも今日取引の實際は生絲と同様
にして投機を患を免れざれば是等の商品も爲めに又
特別の相場所を設けて其取引を正當ならしめんとす
るべきものなり

雜報

○米國金融必迫の景況 米國に於ける金融必迫の景況
に付きては度々本紙上に詳報を掲げしが今紐育駐在
帝國領事藤井三郎氏より去月二十三日附を以て其筋に
達したる報告は是迄の諸報に見えざる處もあれば茲に
掲げて前報の補遺とす

本年(二十三年)十一月中商業世界に一大驚愕を來せし
とは既に世人の瞭知する所あるが今紐育に於ける當時
の景況を略述せん同月十一日以來金融非常必迫を
告げ金利は一時十八割六分(即ち年百に附き百八十六
の割)に昇り市場の驚愕實に甚しく爲に四大商店倒産
し三銀行亦殆んど倒れんとするに至れり即ち其倒産せ
しはアツケル、ハウエル、シー、エム、ホムトニー、ナ
ー、フレンド、ジョン、チー、ウオーカルの四商店にして
アツケル、ホムエル、商會は紐育株式取引所會員にして
株式取引所會員にして株式仲買業者なり其負債は殆
んど百萬弗位ありと云ふナール、フレンド、組は農務株
式取引所の株式仲買業者にして其負債は前二者に比
すれば少額なりジョン、チー、ウオーカルの商店は紐育
イン街に於て生絲輸入を營業とせる有名の商店にして
生絲輸入者中諸々の聞えあり其負債は少くも百萬弗内
外あるへしと云ふ又三銀行とは北米銀行、工商銀行、北
河銀行にして其殆んど倒産せんとせし景況を聞くに北
米銀行は十一月十二日の朝紐育銀行交換所に於て手形
交換の際九十萬弗の不足を告げたるも其花主先さるデ
ツケル、ハウエル、商會倒産せしため其不足額を補ふ
と能はず將に破産せんとする場合に際せしか幸に交換
所同盟中の八大銀行より各々現金十萬弗づつを投じて
其急を救助せしに因り漸く無事に維持するを得たりと
云ふ工商銀行も交換所に於て同日手形交換の際十九
萬九千弗の不足を生じ北河銀行も同日朝交換の際十一
萬九千弗の不足を告げしも同日後れて右の内五萬九千
弗を拂入れ急場の困難を免れたり然れども紐育交換所
は事の尋常にあらざるを察知し其日の午後二時臨時會
を開き驚愕救済の方案を議したり其招集に應じ來會せ
しは重に各銀行頭取にしてグラフィック、国立銀行頭取、
パン氏は會頭席に著き議事を開きしに來會せる銀行頭
取等は金融市場の必迫既に今日の勢に立至る上は其
採るべき策只一あるものと異口同音に稱連し全會一致
を以て左の如く決議せし

交換所貸付證券を即發行し債に應じ償許にても債
付くる事

交換所同盟銀行より交換所の助力を要するときは其
何銀行たるを問はず豫許にても右證券を貸付くる事

右の如く決議したる後直に右證券を印刷すべきものと
命じたる處あるが右證券は紐育同盟銀行の財政力を後
盾と爲し且つ紐育銀行交換所同盟銀行一同の保證を有す
るものあるが故に頗る堅固ありと云ふ又右證券を以て
銀行に貸付くるには其銀行の所有せる受取手形其他を
抵當として交換所に預入れしむる能向ありと云ふ

前述の如く交換所貸付證券を發行して同盟銀行の危
を救ひたるは紐育金融市場の歴史上今回を以て第三次
の舉とす其第一次は千八百七十三年の夏セイクの
驚愕に際して之を行ひ第二次は千八百八十四年グラ
ン、ウオーカルの倒産より金融市場を驚愕せしめたる
時之を行ひ第三次は即ち今回の舉なり

抑今回驚愕を來したる原因は金融上の信用失墜したる
にありと云ひ誠は政府の發行證券に失したる故なり

り云ひ或は
既ありと雖も
其一は債權
然丁共和
る故同地
し現に英
ず銀行
無に陥り
其爾去共
るものと
金を一時
蓋し當時
其二本本
しに原因
を氣に構
期し一般
新報社
を一時に
るもの
又米國大
公債證券
債に終に
以上記述
議中なる
する者少
出の財政
行幣紙幣
併て大藏
正案等し
し種を取
小會議の
委員の再
防し併て
案の要目

一 現今
外に目
次の十
月三百
二 國立
時以其
買取り
つもの
に預入
四 補助
本報は總
今北米各
じて取定
共に合法
ひる旨を
條例中に
同する商
し大統領
と認定す
貸付同
大儲積は
ぞして
貸を以て
らしめん
は備せら
の償還計